

# 町田市青少年問題協議会条例施行規則

昭和 33 年 10 月 1 日

規則第 20 号

子ども生活部子ども総務課

(趣旨)

第 1 条 この規則は、町田市青少年問題協議会条例(昭和 33 年 10 月町田市条例第 38 号。以下「条例」という。)に基づき、町田市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会)

第 2 条 協議会は、定例会、臨時会及び小委員会とする。

2 定例会は、年 2 回開催するものとし、臨時会及び小委員会は、それぞれ必要に応じて開催するものとする。

3 第 1 項の協議会中、小委員会についての必要な事項は別に定める。

第 3 条 委員が協議議題を提出しようとするときは、件名、理由及び必要な資料を、協議会開催 7 日前までに事務局に送付するものとする。

(事務局)

第 4 条 協議会の事務局を子ども生活部子ども総務課に置く。

(平 15 規則 18・全改)

以下(附則)は省略します。